

令和 8 年度 第 1 回 福岡市町界町名整理審議会

日時：令和 8 年 8 月 5 日（水）14：00～
場所：アクロス福岡 6 階 608 会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 会長の互選等について

3 議 事

- (1) 東区香椎照葉地区の町界町名整理について
- (2) 西区飯氏地区の町界町名整理について

4 閉 会

【資料一覧】

① 委員名簿	P 1
② 福岡市長からの諮問	P 2
(1) 香椎照葉地区公称現況図（別図 1）	P 3
香椎照葉地区町界町名整理（案）（別図 2）	P 3
(2) 飯氏地区公称現況図（別図 3）	P 4
飯氏地区町界町名変更整理（案）（別図 4）	P 4
③ 香椎照葉地区位置図	P 5
④ 香椎照葉地区町界町名整理の概要及び変更内容等	P 6
⑤ 飯氏地区位置図	P 7
⑥ 飯氏地区町界町名整理に係る経緯及び概要	P 8
⑦ 町界町名整理及び住居表示の考え方	P 9

(参考資料)

福岡市町界町名整理審議会規則	P 10
福岡市町界町名整理審議会の近年の開催実績	P 11

福岡市町界町名整理審議会委員名簿

(敬称略)

令和8年8月5日現在

区 分	氏 名	職 名	備 考
市議会議員	つつみ だ かん 堤 田 寛	福 岡 市 議 会 議 員	
	つつみ けんたろう 堤 健太郎	福 岡 市 議 会 議 員	
	ついちはら ようこ ついちはら 陽子	福 岡 市 議 会 議 員	
	まえ の ま み こ 前 野 真実子	福 岡 市 議 会 議 員	
	なか しま まさひろ 中 島 まさひろ	福 岡 市 議 会 議 員	
関係官公庁 の 職 員	さ さ き じゅん いち 佐々木 淳 一	独立行政法人都市再生機構 九 州 支 社 長	
	なが た あつ こ 永 田 敦 子	福岡法務局民事行政部 首 席 登 記 官	
	きく ち だい さく 菊 池 大 作	福 岡 県 警 察 福 岡 市 警 察 部 長	
商工会議所 議 員	なが え しず か 永 江 静 加	商 工 会 議 所 議 員	
	ふじ い す な こ 藤 井 春奈子	商 工 会 議 所 議 員	
学識経験者	なか の ひとし 中 野 等	九 州 大 学 名 誉 教 授 福 岡 市 博 物 館 総 館 長	
	の ぐち きみ はる 野 口 公 治	福 岡 市 自 治 協 議 会 7 区 会 長 会 代 表	
	なか しま みず え 中 島 瑞 恵	福岡市七区男女共同 参画協議会 代 表	
	まつ お きく こ 松 尾 喜久子	福岡市公民館館長会 城 浜 公 民 館 館 長	
	いわ がき しょう じ 岩 垣 昭 二	日 本 郵 便 株 式 有 限 公 司 福 岡 中 央 郵 便 局 長	
市 職 員	こ ばやし ゆ き こ 小 林 由希子	福 岡 市 市 民 局 コ ミ ュ ニ テ ィ 推 進 部 長	
	こう ちゃく さとみ 高 着 さとみ	福岡市博多区総務部長	

市戸第105号
令和8年7月3日

福岡市町界町名整理審議会
会長 様

福岡市長 高 島 宗一郎
(市民局総務部戸籍住民課)



町又は字の区域及び名称の変更について（諮問）

標記につきまして、東区香椎照葉地区及び西区飯氏地区の町界町名整理を実施したいので、下記のとおり諮問します。

記

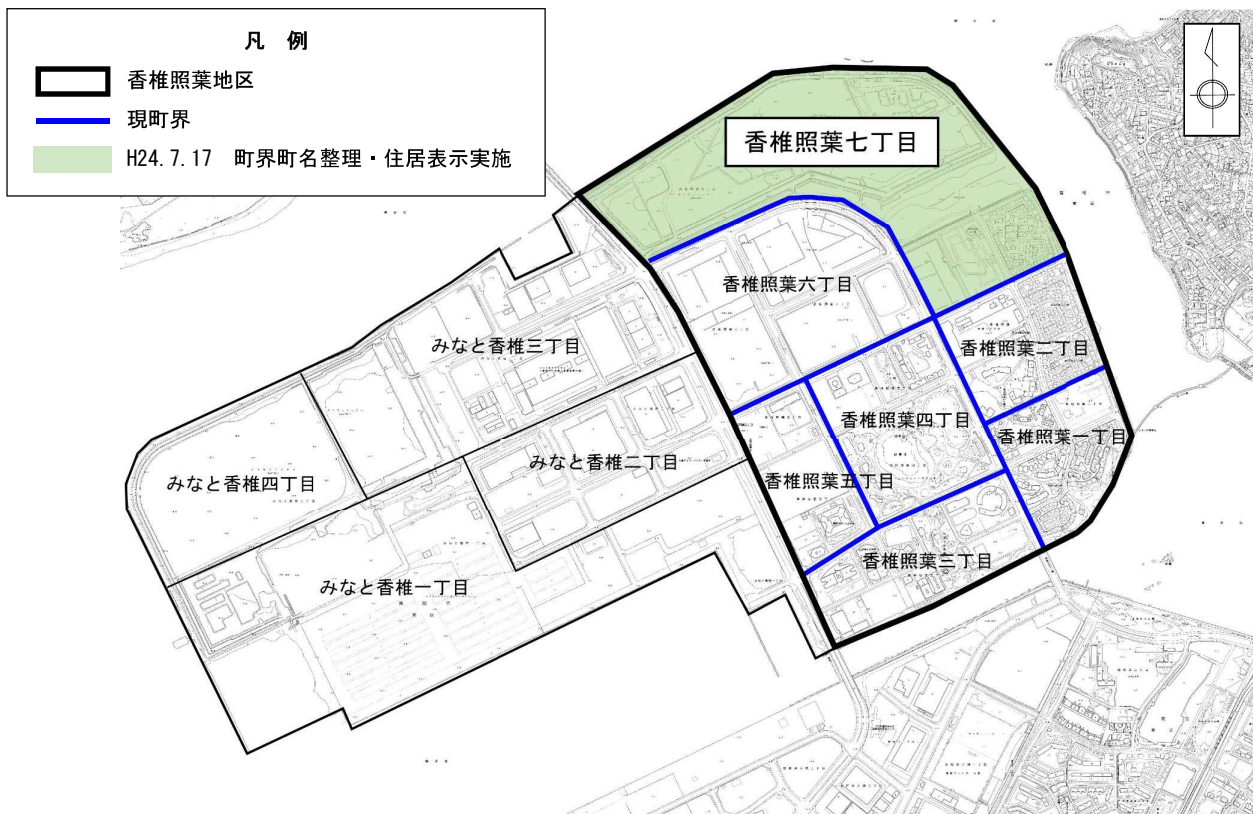
1 東区香椎照葉地区について

別図1（公称現況図）の区域内の町の区域及び名称を別図2（町界町名整理（案））のとおり変更する。

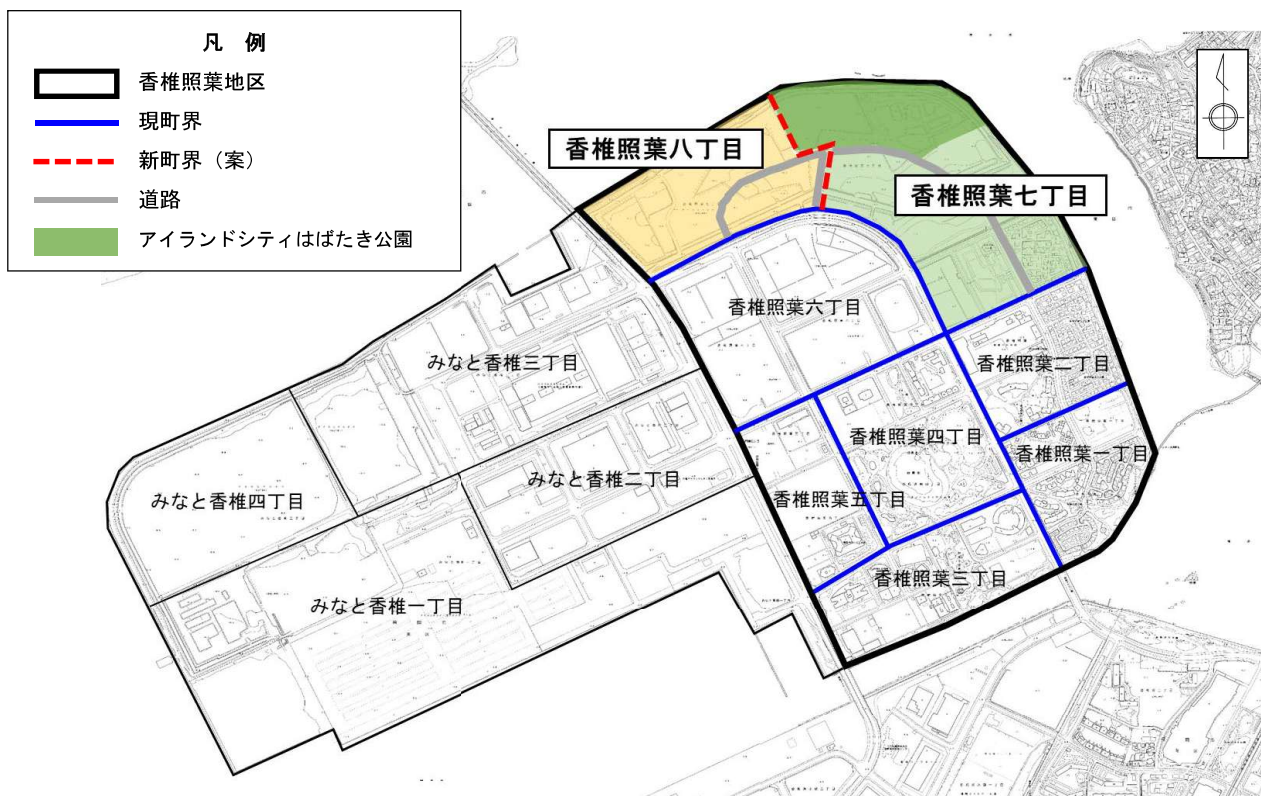
2 西区飯氏地区について

別図3（公称現況図）の区域内の字の区域及び名称を別図4（町界町名整理（案））のとおり変更する。

香椎照葉地区 公称現況図

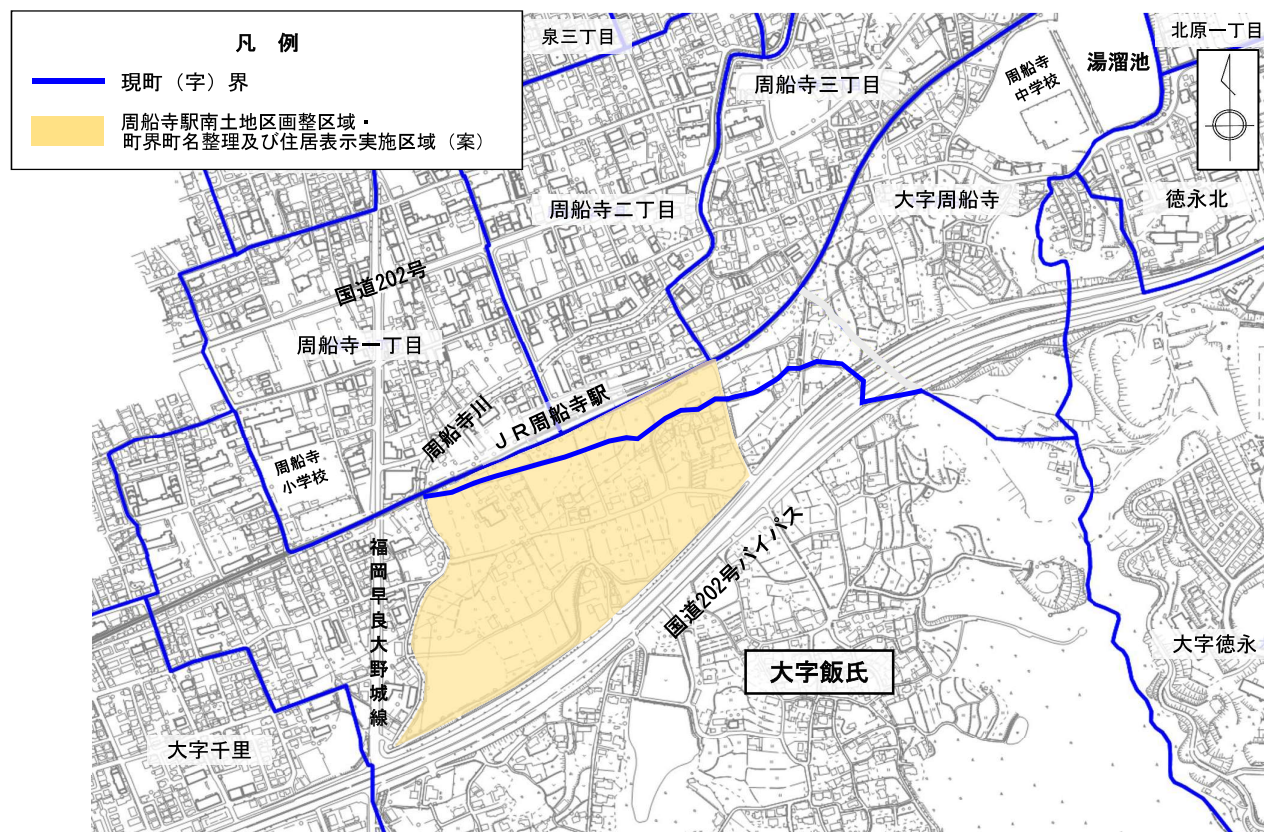


香椎照葉地区 町界町名整理（案）



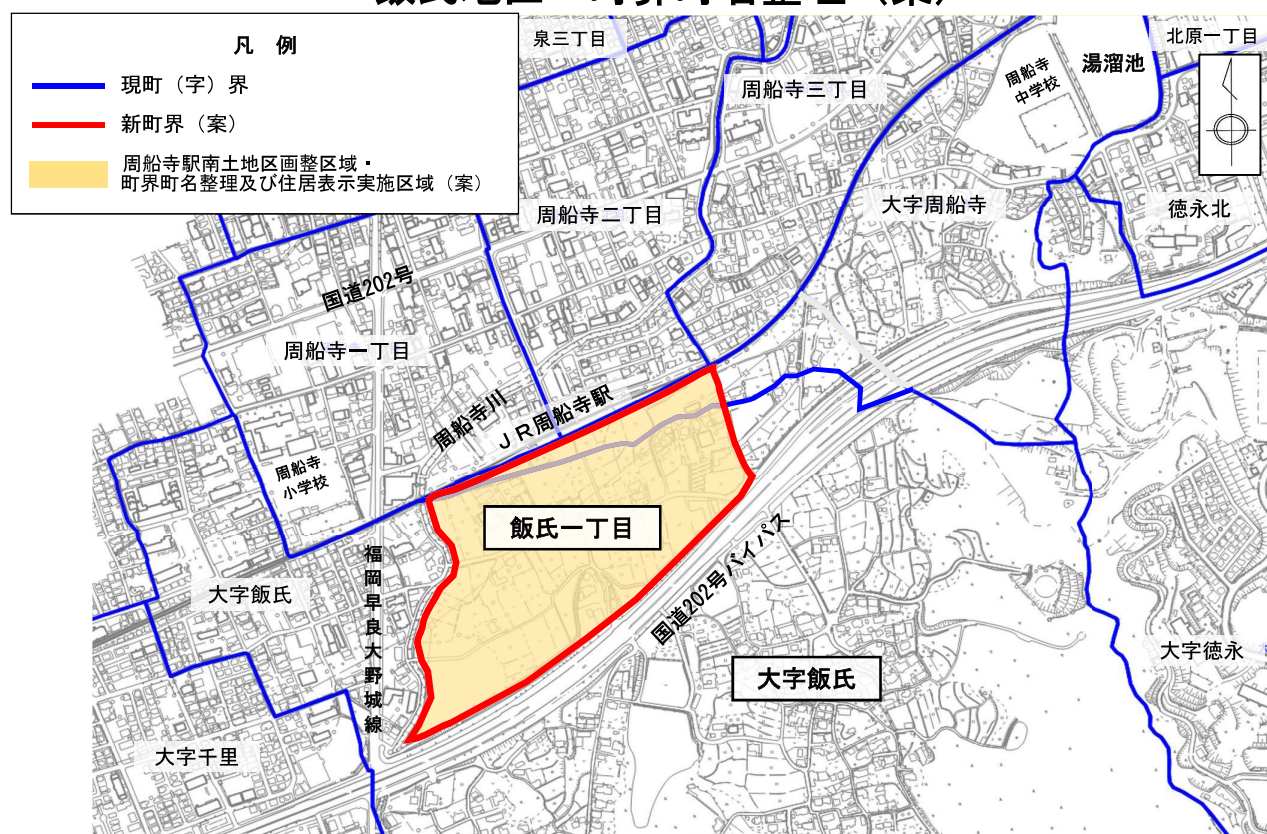
別図 3

飯氏地区 公称現況図



別図 4

飯氏地区 町界町名整理（案）



位置図



出典：数値地図25000（国土地理院）を加工して作成

香椎照葉地区町界町名整理の概要及び変更内容等

1 香椎照葉七丁目の概要

町 名	町 名 の 読 み 方 ローマ字のつづり	現況 (ha)	変更案 (ha)
香椎照葉 七丁目	かしいてりは ななちょうめ Kashii -teriha 7-chome	61.9	41.6
香椎照葉 八丁目（新設）	かしいてりは はっちょうめ Kashii -teriha 8-chome		20.3
計		61.9	61.9

※香椎照葉七丁目は、H24. 7. 17に町界町名整理及び住居表示実施

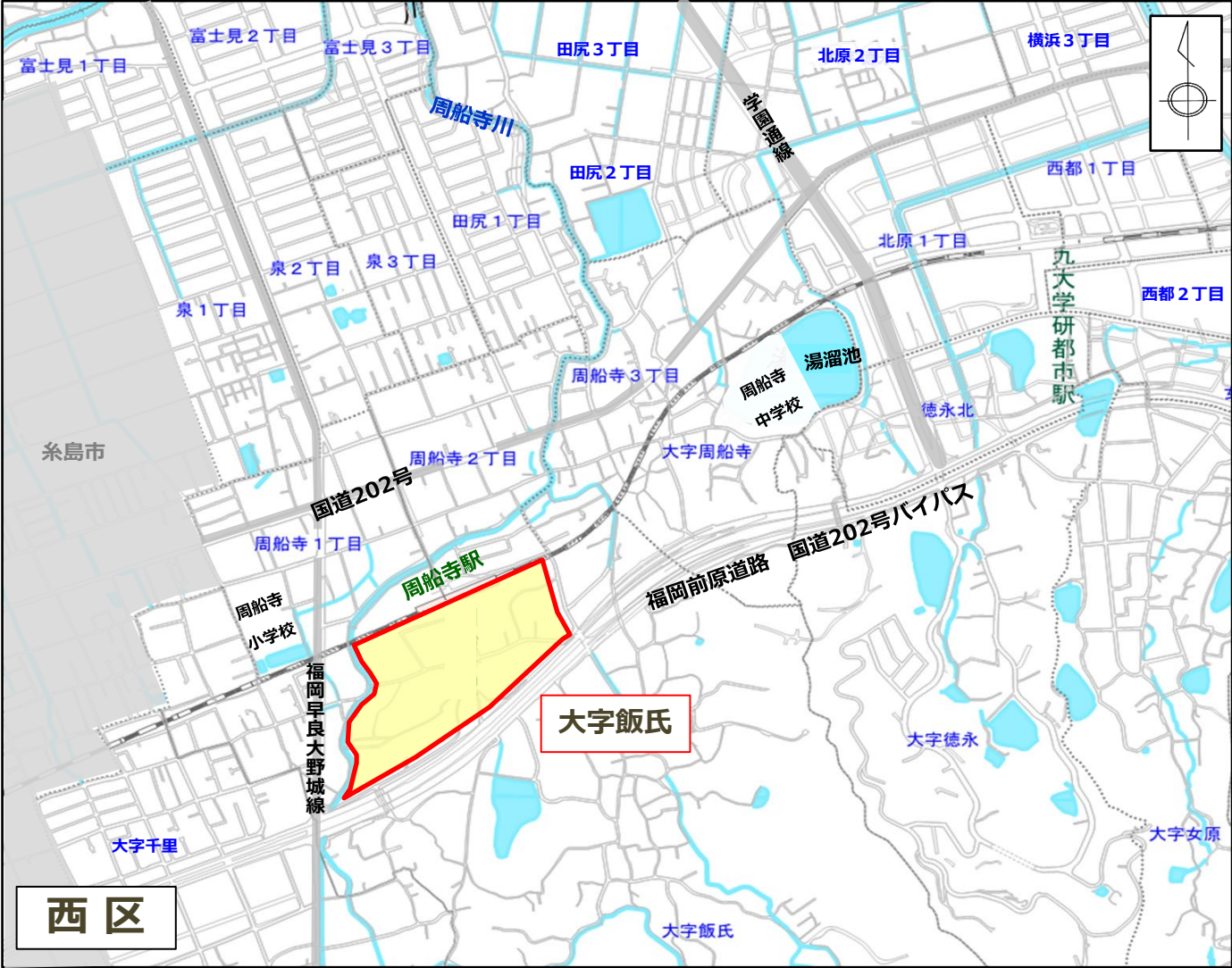
2 変更の理由

- ・現香椎照葉七丁目については、平成24年7月17日に町界町名整理及び住居表示を実施したところであるが、当時は利用計画や道路が確定しておらず、分割することが困難であったため、面積が広大となっている。
- ・今回、現香椎照葉七丁目の西側エリアについて、新たに道路が整備されるなど基盤整備が進み住宅も建設されることから、令和9年度以降の入居開始予定に合わせて、町界を整理し、「香椎照葉八丁目」を新設するもの。

3 変更の内容

- ・現在の「香椎照葉七丁目」については、面積が広大かつ道路の整備が進んだことから、東側を「香椎照葉七丁目」とし、西側については町（「香椎照葉八丁目」）を新設する。
- ・香椎照葉七丁目と香椎照葉八丁目の町界については、アイランドシティはばたき公園の西側の境と公園の南側を東西に走る道路及び今後、建物の竣工が予定されているエリアとの境にある南北に走る道路を町界とするよう改める。

位置図



出典：数値地図25000（国土地理院）を加工して作成

飯氏地区町界町名整理に係る経緯及び概要

1 経緯

「福岡市周船寺駅南土地区画整理事業」の施行に伴い、住居表示を実施するため、当該地区について、町界町名整理を実施するもの。

2 福岡市周船寺駅南土地区画整理事業の概要

- (1) 事業名 福岡市周船寺駅南土地区画整理事業
- (2) 事業主体 福岡市周船寺駅南土地区画整理組合
- (3) 事業期間 令和5年度～令和14年度末
- (4) 施行面積 約13.8ha
- (5) 事業地域 西区大字飯氏、大字周船寺、周船寺二丁目の各一部

3 新町界町名（案）の概要

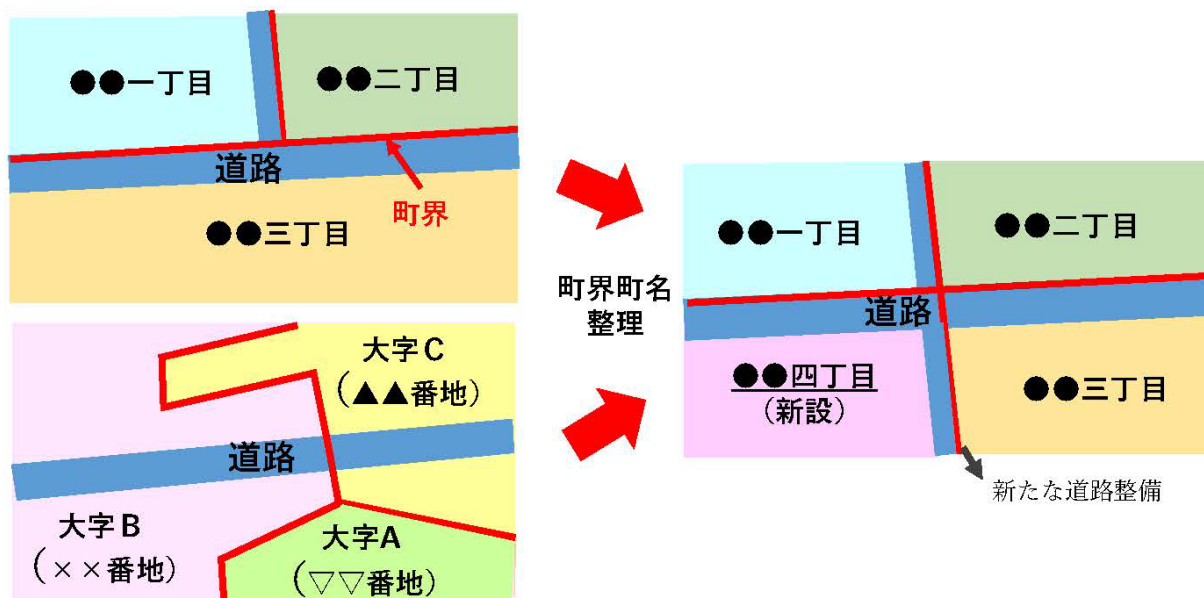
新町名	新町名の読み方 ローマ字のつづり	現公称町名	面積 (推計)	世帯数
飯氏一丁目	いいじ いっちょうめ	大字飯氏 大字周船寺	(ha) 13.8	33
	Iiji 1-chome			

町界町名整理及び住居表示の考え方

町界町名整理とは？

「町界町名整理」は、複雑でわかりにくい町または字の区域（大字〇〇など）を、**道路・河川・水路・鉄道等の明確な地形・地物によって、わかりやすく**、また、各町が一定基準の面積になるよう町界を整理しなおし、**連続性を持った町名**（〇〇×丁目）をつけるものです。

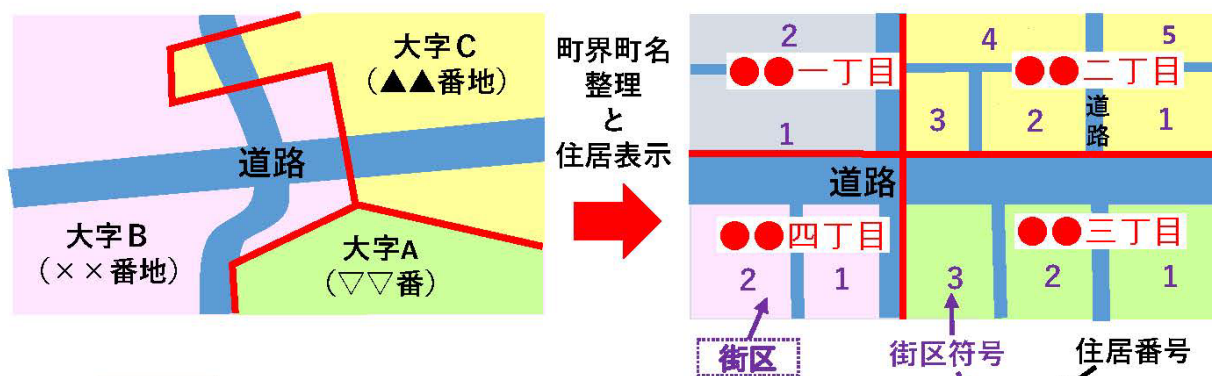
- ◆町の規模 地域の性格、隣接地域の状況、用途地域別、人口、家屋の密度、地形等を勘案して実施し、適当な規模に定めています。
- ◆町の名称 なるべく従来の名称に準拠し、由緒あるもの、親しみ深いもの、語調の良いもの等から、実施地区の住民の皆様との協議を踏まえて採用しています。
全市を通じて同一町名は採用せず、類似や紛らわしい町名、単独町名は避けることとしています。



住居表示とは？

「住居表示」は、市街地において、住所の表し方を「地番」から「街区符号」と「住居番号」に変えることにより、郵便物等の遅配や誤配を防いだり、訪問者や緊急車両等にとって住所がわかりやすくなるように、「住居表示に関する法律」に基づいて実施します。

福岡市では、基本的に市街化区域を対象としているため、**土地区画整理の実施時などに、町界町名整理と併せて実施**しています。



例えば

西区 大字A 250番地 ⇒ 西区 ●●三丁目 3番3号

○福岡市町界町名整理審議会規則

昭和35年10月27日
規則第78号

(目的)

第1条 この規則は、福岡市附属機関設置に関する条例（昭和28年福岡市条例第70号）第4条の規定に基き、町界町名整理審議会（以下「審議会」という。）の位置、所掌事務、組織、委員その他の構成員及びその運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(位置)

第2条 審議会は、市民局総務部戸籍住民課内に置く。

(所掌事務)

第3条 審議会は、町界町名整理事業に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その意見を答申するものとする。

(組織)

第4条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 前項の委員のほか、審議会に、区画整理事業施行地区等特定の地域に関する調査審議について必要があるときは、6人以内の特別委員を置くことができる。

(委員)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 関係官公庁の職員
- (3) 商工会議所議員
- (4) 学識経験者
- (5) 市職員

2 特別委員は、関係土地区画整理審議会の委員及び当該地域の町界町名に特に関係のある前項各号（第4号を除く。）に掲げる者のうちから市長が任命する。

(任期)

第6条 前条第1項第4号に掲げる者のうちから任命された委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第1号から第3号まで又は第5号に掲げるもののうちから任命された委員は、任命したときの職に在職する期間中委員として在任するものとする。

3 特別委員は、その関係する特定の地域に関する審議会の調査審議が終つたときは、その職を失なうものとする。

(会長)

第7条 審議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は会務を総理する。

3 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員が会長の職務を行う。

(会議)

第8条 審議会は、委員（特別委員を含む。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員（特別委員を含む。）の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市民局総務部戸籍住民課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

福岡市町界町名整理審議会の近年の開催実績

年度	月	審 議 地 区	新 町 名 等
平成 1 6	9	西区大字金武・西入部地区	室見が丘一～三丁目
1 7	6	東区香椎浜三丁目 (アイランドシティ) 地区	香椎照葉一～五丁目、 みなと香椎
	1	西区田尻地区	富士見一～三丁目
1 8 1 9	開催実績なし		
2 0	1 1	東区香椎浜三丁目 (香椎パークポート、 アイランドシティ) 地区	香椎浜ふ頭一～四丁目、 みなと香椎一～三丁目
2 1 2 2	開催実績なし		
2 3	1 2	東区香椎照葉地区	香椎照葉六～七丁目
2 4	5	西区元岡土地区画整理事業地区	九大新町
	1 2	西区今宿・女原・徳永地区	今宿西一丁目、西都一～二丁目、 女原北、北原一丁目、徳永北
2 5～ 令和 2	開催実績なし		
3	1 0	西区徳永・田尻地区	北原二丁目、田尻二～三丁目 田尻東一～四丁目、 学園通一～三丁目、丸川一～二丁目
4	1 1	東区みなと香椎地区	みなと香椎四丁目
5～7	開催実績なし		